第

6 4 0 3

号



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2020年)令和2年 3月 23日 月曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

▶ 源泉徴収における推計課税

Q:源泉徴収にも推計課税が適用されるようになったとか。どのようになったのですか?

A:給与の支払いを受けた者の労務従事期間、労務の性質、労務の提供の程度を勘案して推計します。

【解説】

令和2年の税制改正では、個人事業者等の 従業員別の給与の支払金額の把握が困難な場 合には、推計によって所得税を徴収すること ができる制度が創設されました。

具体的内容は、個人事業者等が源泉所得税 を納付しなかった場合、税務署長が給与等の 支払いを受けた者の労務に従事した期間や労 務の性質、提供の程度その他の事項を勘案し て、給与等の支払いを受けた者ごとの支払金 額及び支払日を推計して、源泉徴収すること ができるようになり、推計等が困難な場合は、 給与等の支払日が各月末日であるものとし、 給与等の支払金額の総額を給与等の支払いを 受けた者の人数で除し、これを給与等の支払 金額の総額の計算の基礎となる期間の月数で 除して計算した金額を、その支払を受けた者 ごとの各月の給与等の支払金額として、所得 税を徴収することができることとなります。 その際には、源泉徴収義務者の収入もしくは 支出の状況又は生産量、販売量その他の取扱 量その他事業の規模等により、給与等の支払 金額の総額又は給与等の支払いを受けた者の 人数を推計して、所得税が徴収されることに なります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】







